田 や 第 480 号 令和3年8月31日

- · 各居宅介護支援事業所 · 各介護予防支援事業所
- ・各地域密着型(介護予防)サービス事業所
- ・介護予防・日常生活支援総合事業のうち 各訪問介護従前相当サービス事業所 各通所介護従前相当サービス事業所

管理者 様

田辺市 保健福祉部長 (公印省略)

運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出書の提出について

このことについて、運営規程の内容に変更があった場合には、変更があった日から 10 日以内に届け出なければなりませんが、運営規程の内容のうち「<u>従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更</u>については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本市では年に1度の届出に簡略化しています。(「変更届出の特例」)本市におきましては、**令和3年9月1日時点の状況**について下記事項に留意の上変更の届出を行ってください。

記

- 1. 提出期限: **令和3年9月30日(木)**
- 2. 提出書類
  - ① 変更届出書
  - ② 各サービスに係る付表
  - ③ 従業者の職務体制及び勤務形態一覧表(令和3年9月分)
  - ④ 職務の兼務状況を確認する書類 (兼務先の勤務形態一覧表) ※ 当該事業所に併設される同一法人が開設する事業所・施設に限ります。
  - ⑤ 資格が必要な職種については資格証等の写し ※ 原本証明は不要です。
    - ※ 資格証等の写しについては、「従業者の職務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。
    - ※ 婚姻等により資格証の姓が改まっている場合には、**戸籍謄本等の写し(原本証明不要)を添付**してください。
  - ⑥ 運営規程
  - ※ 各様式については、田辺市ホームページに掲載しています。令和3年介護報酬改定に関連し、**様式を変更しています** ので、本通知の通知日以降に、最新の様式をダウンロード した上でご使用ください。

掲載先:田辺市やすらぎ対策課指導係 http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html

- ※ 各様式において、申請者の押印は不要となっています。
- ※ 変更届出書については、「変更前」欄と「変更後」欄に変更内容が確認できるよう記載してください。
- 3. 提出先: 田辺市役所 やすらぎ対策課 指導係
  - ※ 原則、持参により提出を求めていますが、<u>新型コロナウイルス感染症への対応等により、持参が困難な場合は郵送でも</u> 受け付けます。(郵送の場合は、簡易書留又はレターパックなど配達状況が確認できる方法で送付してください。)
- 4. 提出部数: 2部 (1部は事業所控えとして返却します。)
  - ※<u>郵送での提出の場合は、事業所控え分の返信用封筒〔郵便番号、住所、事業所名を記載し切手を貼ったもの(※料金不足とならないようご注意願います。)を同封してください。</u>後日、受付印を押印し返送いたします。
- ◆ 本通知は、特段の申出があった事業所(法人)を除き、同一の所在地で複数の市指定事業所がある場合は、原則1つの事業所のみ通知しています。併設の事業所に対してもご連絡お願いいたします。

## 5. 書類作成に当たっての留意事項

- ①「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、「変更届の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更の届出を行ってください。
  - ・事業所の管理者に関する変更・介護支援専門員、計画作成担当者に関する変更
  - ・訪問介護従前相当サービス事業所のサービス提供責任者に関する変更
- ② 令和3年8月31日から10月31日までに指定有効期間が満了となる事業所であって、指定更新を受ける事業所については、今回の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出は必要ありません。
- ③ 令和2年9月1日と令和3年9月1日を比較して、職員の員数等に変更の無い場合は、変更の届出は必要ありません。
- ④ 令和2年9月1日と令和3年9月1日を比較して職員の員数等に変更があるが、令和2年9月以降に 指定更新を受けた場合、または令和2年9月以降に「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更 の届出をしている場合(資格が必要な職種の方の全員分の資格証を添付している場合に限る。)で、その 時点と令和3年9月1日を比較して、職員の員数等に変更がない場合は、変更の届出は必要ありません。
- ⑤ 令和2年9月1日以降に新規指定を受けた事業所においても、職員の員数等に変更がある場合は変更の届出を行ってください。
- ⑦ 変更の届出を行うに当たっては、人員基準や加算算定要件に違反しないよう、関係法令等を十分に確認の上、提出してください。

## 6. 令和3年介護報酬改正関連の留意事項

- ① 運営規程や重要事項における従業者の「員数」については、<u>置くべきとされている員数を満たす範囲</u>において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。
- ② 運営規程への「虐待のための措置に関する事項」の追記等に関しては、田辺市ホームページ(やすらぎ対策課 指導係)に、サービス毎に令和3年介護報酬改正関係を反映した「運営規程 参考例」を掲載していますので、参考にしてください。
- ③ 令和3年介護報酬改正に関連し、市指定事業所においても、和歌山県指定事業所と同様に「人権擁護 推進員」「災害対策推進員」「衛生管理推進員」を配置するよう改正しています。(内容については和歌山 県の基準と同様です。)各市指定事業所におきましても、配置するようにしてください。
  - ※ 和歌山県から訪問介護又は通所介護の事業所指定を受けている従前相当サービス事業所においては、それぞれの推進 員について、既に配置していれば、配置しているものとみなします。
  - ※ 田辺市ホームページ(やすらぎ対策課 指導係)に掲載の「基準条例等」をご参考ください。
- ④ 令和3年介護報酬改正関連に係る運営規程の変更のみの場合は、書類の提出は不要です。
  - ※「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届を提出する場合は、令和3年介護報酬改正関連を反映(経過措置がある項目は除く。)した運営規程の添付が必要です。
  - ※ 変更に当たっては、田辺市ホームページ (やすらぎ対策課 指導係) に掲載の「運営規程 参考例」をご参考ください。

## 7. その他

・事業所の連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)が変更となった場合も、変更届出書を提出してください。(※ 田辺市ホームページに掲載の変更届出書ファイルの記載例をご参照ください。)